

令和元年度「海幸山幸ツアー支援事業」募集要項

1 目的

J R日南線の利用促進を図るため、宮崎駅を起点とする観光列車「海幸山幸」を使ったツアーを企画・実施する民間団体に対して、費用の補助を行います。

2 補助対象事業

- (1) 補助対象事業は、宮崎駅を起点とする観光列車「海幸山幸」を使った串間市の観光資源やエコツーリズム、グルメを満喫できるツアーとします。
また、ツアー実施時には、ツアー客が降車する串間市内の駅から志布志駅までの区間において、串間市内の児童・生徒に観光列車「海幸山幸」を試乗体験できる機会を創出するものとします。
- (2) ツアーの規模は45名以上とします。
- (3) 国、県及び市などから他に補助金を受けていない事業とします。

3 補助率及び補助額

- (1) 補助率は補助対象経費総額の10分の10以内。
- (2) 補助額は算出した金額の千円未満は切り捨てた額とし、1事業につき30万円を上限とします。

4 補助金交付の制限

1団体につき、最大2回まで。
ただし、予算の範囲内とします。

5 補助対象経費

補助対象となる事業に要する次の経費のうち、交付決定の日から令和2年3月31日までに支出した経費とします。

- ・講師、専門家等への報償、謝礼（補助対象団体の会員に対する謝礼は除く。）
- ・旅費及び交通費（日当及びグリーン料金等は除く。）
- ・ポスター、チラシ、報告書等の印刷製本費
- ・材料・事務用品等の消耗品費
- ・専門知識や技術等を要する業務を外部に委託した費用（コンサルタント等への全部委託は除く。）
- ・機器類や自動車借上げ等の賃借（リース）料
- ・文書等の郵送、電話（電話機・携帯電話のリースに係る電話料）等の通信運搬費
- ・保険料（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
- ・その他市長が適当であると認める経費

【補助対象外となる経費】

- ・不動産及び備品の取得費
- ・食糧費
- ・前払費用（交付決定前に支払った経費）

6 補助対象団体

下記の要件を満たす民間団体とします。

- (1) 定款または規約を有すること。
- (2) 団体に市税の滞納がないこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 団体の構成員が暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 宮崎県内に事業所を有していること。
- (6) 旅行業法に基づく登録を受けていること。

7 応募方法

下記の書類一式を、郵送または持参により総合政策課に提出してください。

<提出書類>

- ①海幸山幸ツアー支援事業提案書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）

<添付書類>

- ①団体定款または規約
- ②団体名簿（役員を明記すること）
- ③市税完納証明書（団体分）
- ④旅行業に基づく登録を証する書類

※様式は市公式サイトからダウンロードしていただくか、総合政策課にてお受け取り下さい。

8 募集期間

令和元年12月16日（月）～令和元年12月23日（月）午後5時まで（必着）

9 事業の採択方法

総合政策課にて、補助団体として適切か、市が補助する事業として内容が適切かを書面審査し、予算の範囲内で採否を決定します。

なお、採択にあたり必要があると認められるときはヒアリングの実施及び追加資料を求める場合があります。

10 審査基準

- (1) J R日南線の乗車実績の向上が見込める事業となっていること。
- (2) 串間市の観光資源やエコツーリズム、グルメを満喫できるツアーであること。
- (3) 経費が適切であること。

11 採択の結果の通知

審査終了後、採択結果について応募者に通知します。

12 事業実施に係る注意事項等

- (1) 申請書の提出
事業が採択となった団体については、補助金等交付申請書（様式第4号）を提出して下さい。
- (2) 事業の実施
事業期間は交付決定の日から令和2年3月31日までとします。
- (3) 報告書の提出
事業終了後、下記の書類一式を提出して下さい。
 - ①補助事業実績報告書（様式第5号）
 - ②事業実績書（様式第6号）
 - ③収支決算書（様式第7号）
- (4) 補助金の確定
提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い補助金額を確定します。
- (5) 補助金の交付
補助金は、交付確定後、精算払で支払います。

13 問い合わせ先

串間市役所 総合政策課 地域振興係

TEL : 0987-72-1111（内線 334）

FAX : 0987-72-6727

E-mail : cpromo@city.kushima.lg.jp